

新旧対照表（例規・様式編）

旧（平成24年4月版）		新（平成28年4月版）																																															
P2 出雲市都市計画法の施行に関する規則 第2条 (1) 開発区域の土地の <u>登記</u> 事項証明書		P2 出雲市都市計画法の施行に関する規則 第2条 (1) 開発区域の土地の <u>全部</u> 事項証明書																																															
P13 申請者の資力等に関する申告書中 <table border="1"> <tr> <td>添付図書</td> <td>                             1 法人の<u>登記</u>事項証明書(個人の場合は住民票)                              2 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書                         </td> </tr> </table>		添付図書	1 法人の <u>登記</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書	P13 申請者の資力等に関する申告書中 <table border="1"> <tr> <td>添付図書</td> <td>                             1. 法人の<u>全部</u>事項証明書(個人の場合は住民票)                              2. <u>事業経歴書</u>                              3. 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書                              4. <u>財務諸表(過去1年間)</u>                              5. <u>その他</u> </td> </tr> </table>		添付図書	1. 法人の <u>全部</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2. <u>事業経歴書</u> 3. 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書 4. <u>財務諸表(過去1年間)</u> 5. <u>その他</u>																																										
添付図書	1 法人の <u>登記</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書																																																
添付図書	1. 法人の <u>全部</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2. <u>事業経歴書</u> 3. 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書 4. <u>財務諸表(過去1年間)</u> 5. <u>その他</u>																																																
P14 工事施行者の能力に関する申告書中 <table border="1"> <tr> <td>添付図書</td> <td>                             1. 法人の<u>登記</u>事項証明書(個人の場合は住民票)                              2. <u>建設業</u>の許可証明書                         </td> </tr> </table>		添付図書	1. 法人の <u>登記</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2. <u>建設業</u> の許可証明書	P14 工事施行者の能力に関する申告書中 <table border="1"> <tr> <td>添付図書</td> <td>                             1 法人の<u>全部</u>事項証明書(個人の場合は住民票)                              2 <u>事業経歴書</u>                              3 建設業許可証明書                              4 <u>財務諸表(過去1年間)</u>                              5 <u>その他</u> </td> </tr> </table>		添付図書	1 法人の <u>全部</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2 <u>事業経歴書</u> 3 建設業許可証明書 4 <u>財務諸表(過去1年間)</u> 5 <u>その他</u>																																										
添付図書	1. 法人の <u>登記</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2. <u>建設業</u> の許可証明書																																																
添付図書	1 法人の <u>全部</u> 事項証明書(個人の場合は住民票) 2 <u>事業経歴書</u> 3 建設業許可証明書 4 <u>財務諸表(過去1年間)</u> 5 <u>その他</u>																																																
P28 開発行為又は建築等に関する証明願中 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">改築又は用途変更の場合の既存建築物</td> <td>用途</td> <td></td> <td>建築面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td></td> <td>延べ面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画法の規定による許可等の年月日番号</td> <td colspan="4">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(工事完了公告 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td colspan="4">                             1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図                              4 土地の公図の写し 5 土地の<u>登記</u>事項証明書 6 その他                         </td> </tr> </table>		改築又は用途変更の場合の既存建築物	用途		建築面積	m <sup>2</sup>	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>	都市計画法の規定による許可等の年月日番号	年 月 日 第 号				(工事完了公告 年 月 日)				添付書類	1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図 4 土地の公図の写し 5 土地の <u>登記</u> 事項証明書 6 その他				P28 開発行為又は建築等に関する証明書中 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>増</u>改築又は用途変更の場合の既存建築物</td> <td>用途</td> <td></td> <td>建築面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td></td> <td>延べ面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画法の規定による許可等の年月日番号</td> <td colspan="4">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(工事完了公告 年 月 日)</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td colspan="4">                             1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図・<u>立面図</u>・<u>配置図</u>                              (<u>敷地の求積、増改築前後の建築面積・延べ面積が確認できるもの</u>)                              4 土地の公図の写し 5 土地の<u>全部</u>登記事項証明書 6 <u>現況写真(建築位置を明示)</u> 7 <u>その他</u> </td> </tr> </table>		<u>増</u> 改築又は用途変更の場合の既存建築物	用途		建築面積	m <sup>2</sup>	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>	都市計画法の規定による許可等の年月日番号	年 月 日 第 号				(工事完了公告 年 月 日)				添付書類	1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図・ <u>立面図</u> ・ <u>配置図</u> ( <u>敷地の求積、増改築前後の建築面積・延べ面積が確認できるもの</u> ) 4 土地の公図の写し 5 土地の <u>全部</u> 登記事項証明書 6 <u>現況写真(建築位置を明示)</u> 7 <u>その他</u>			
改築又は用途変更の場合の既存建築物	用途			建築面積	m <sup>2</sup>																																												
	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>																																													
都市計画法の規定による許可等の年月日番号	年 月 日 第 号																																																
	(工事完了公告 年 月 日)																																																
添付書類	1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図 4 土地の公図の写し 5 土地の <u>登記</u> 事項証明書 6 その他																																																
<u>増</u> 改築又は用途変更の場合の既存建築物	用途		建築面積	m <sup>2</sup>																																													
	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>																																													
都市計画法の規定による許可等の年月日番号	年 月 日 第 号																																																
	(工事完了公告 年 月 日)																																																
添付書類	1 付近見取図 2 敷地現況図 3 建築平面図・ <u>立面図</u> ・ <u>配置図</u> ( <u>敷地の求積、増改築前後の建築面積・延べ面積が確認できるもの</u> ) 4 土地の公図の写し 5 土地の <u>全部</u> 登記事項証明書 6 <u>現況写真(建築位置を明示)</u> 7 <u>その他</u>																																																



旧（平成24年4月版）	新（平成28年4月版）
<p>P51 都市計画法違反開発行為等是正命令書中 教示</p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県開発審査会に対して審査請求することができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として（出雲市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（なお、審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に係る判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）なお、この処分についての取消の訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の場合は、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない場合</u></li> <li><u>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要がある場合</u></li> <li><u>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由がある場合</u></li> </ol>	<p>P51 都市計画法違反開発行為等是正命令書中 教示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県開発審査会に対して審査請求をすることができます。</u></li> <li><u>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。</u></li> <li><u>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。</u></li> </ol>
<p>P52 緊急防災措置命令書中 教示</p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県開発審査会に対して審査請求することができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として（出雲市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（なお、審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に係る判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）なお、この処分についての取消の訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の場合は、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がない場合</u></li> <li><u>(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要がある場合</u></li> <li><u>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由がある場合</u></li> </ol>	<p>P52 緊急防災措置命令書中 教示</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県開発審査会に対して審査請求をすることができます。</u></li> <li><u>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。</u></li> <li><u>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。</u></li> </ol>

旧（平成24年4月版）	新（平成28年4月版）																														
<p>P64 出雲市優良宅地造成認定事務取扱要綱中 第2条（略） 3 前2項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計説明書及び設計図</li> <li>(2) 造成区域位置図</li> <li>(3) 造成区域図</li> <li>(4) 造成区域内の土地の登記事項証明書</li> <li>(5) 造成区域内の公図の写し</li> <li>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行に関する事業を土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって行う者にあつては、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第8項第2号ロ及び第21条の19第9項第2号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類</li> </ol>	<p>P64 出雲市優良宅地造成認定事務取扱要綱中 第2条（略） 3 前2項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計説明書及び設計図</li> <li>(2) 造成区域位置図</li> <li>(3) 造成区域図</li> <li>(4) 造成区域内の土地の登記事項証明書</li> <li>(5) 造成区域内の公図の写し</li> <li>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)の施行に関する事業を土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって行う者にあつては、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第10項第2号ロ及び第21条の19第11項第2号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類</li> </ol>																														
<p>P66 出雲市優良宅地造成認定事務取扱要綱中 第9条 土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、第2条第1項又は第2項に定める認定を受けようとする者は、土地区画整理法第103条第4項(住宅・都市整備公団法(昭和56年法律第48号)第47条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による換地処分の公告後、第2条第1項又は第2項に定める認定申請書(様式第9号)又は第2条第2項の第2条第1項又は第2項に定める認定申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>P66 出雲市優良宅地造成認定事務取扱要綱中 第9条 土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、第2条第1項又は第2項に定める認定を受けようとする者は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告後、第2条第1項又は第2項に定める認定申請書(様式第9号)又は第2条第2項の第2条第1項又は第2項に定める認定申請書を市長に提出しなければならない。</p>																														
<p>P82 別記様式第3 1. 収支計画</p> <table border="1" data-bbox="125 1010 893 1358"> <tr> <td rowspan="3">支</td> <td>事業費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出</td> <td>整地工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水施設工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水施設工事費</td> <td></td> </tr> </table>	支	事業費		用地費		工事費		出	整地工事費		道路工事費		排水施設工事費		給水施設工事費		<p>P82 別記様式第3 1. 収支計画</p> <table border="1" data-bbox="1120 1010 1888 1310"> <tr> <td rowspan="3">支</td> <td>地費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整地工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出</td> <td>道路工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水施設工事費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水施設工事費</td> <td></td> </tr> </table>	支	地費		工事費		整地工事費		出	道路工事費		排水施設工事費		給水施設工事費	
支		事業費																													
		用地費																													
	工事費																														
出	整地工事費																														
	道路工事費																														
	排水施設工事費																														
	給水施設工事費																														
支	地費																														
	工事費																														
	整地工事費																														
出	道路工事費																														
	排水施設工事費																														
	給水施設工事費																														

旧 (平成24年4月版)

P82  
別記様式第3  
2. 年度別資金計画書中

支	事 業 費	
	用 地 費	
	工 事 費	
出	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	

新 (平成28年4月版)

P82  
別記様式第3  
2. 年度別資金計画書中

支	用 地 費	
	工 事 費	
出	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	

